●各種「契約締結前交付書面」の新旧対照表

≪目 次≫

1.「契約締結前交付書面」(A)」の変更
(1) 掲載書面の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)「上場有価証券等書面」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)「円貨建て債券の契約締結前交付書面」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)「外貨建て債券の契約締結前交付書面」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.「契約締結前交付書面 (D)」の新設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.「目論見書補完書面(MITO 積立投信)つみたて NISA 用」の変更 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

1.「契約締結前交付書面」(A)」の変更

(1) 掲載書面の見直し

(下線部分が変更箇所です)

新(変更後)	旧 (変更前)
 ①「上場有価証券等書面」 ②「個人向け国債の契約締結前交付書面」 ③「円貨建て債券の契約締結前交付書面」 ④「外貨建て債券の契約締結前交付書面」 ⑤「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 	①「上場有価証券等書面」 ②「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」 ③「個人向け国債の契約締結前交付書面」 ④「円貨建て債券の契約締結前交付書面」 ⑤「外貨建て債券の契約締結前交付書面」 ⑥「新規公開株式の契約締結前交付書面」 ⑦「新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面」 ⑧「新規上場の不動産投資信託(REIT)の契約締結前交付書面」

⑥~⑧の書面については、新設の「契約締結前交付書面(D)」に掲載します。

(2)「上場有価証券等書面」

受けることができます。

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧(変更前)
○その他留意事項 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類 が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会 のホームページ (http://www.jsda.or.jp/ <u>shijyo</u> /foreign/meigara.html) でご確認い ただけます。	が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会

(3)「円貨建て債券の契約締結前交付書面」

・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

(下線部分が変更箇所です)

新(変更後)	旧(変更前)
円貨建て債券に関する租税の概要	円貨建て債券に関する租税の概要
個人のお客さまに対する円貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下により	個人のお客さまに対する円貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下に
ます。	よります。
・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。	・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉	外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内
徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができ	で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受け
ます。	ることができます。
・円貨建て債券の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離	・ <u>(追 加)</u>
課税の対象となります。	
・円貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲	・円貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当およ
渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を	び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除

の適用を受けることができます。

・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

新 (変更後)	旧(変更前)
○その他留意事項	○その他留意事項
日本証券業協会のホームページ	日本証券業協会のホームページ
(http://www.jsda.or.jp/ <u>shijyo</u> /foreign/meigara.html)に掲載している外国の発行	(http://www.jsda.or.jp/ <u>shiraberu</u> /foreign/meigara.html) に掲載している外
者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取	国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金
引法に基づく開示書類が英語により記載されています。	融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

(4)「外貨建て債券の契約締結前交付書面」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧(変更前)
○その他留意事項 日本証券業協会のホームページ (http://www.jsda.or.jp/ <u>shijyo</u> /foreign/meigara.html)に掲載している外国の発行 者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取 引法に基づく開示書類が英語により記載されています。	

(5)「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧(変更前)
 この契約の終了事由 当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。 お客さまから解約の通知があった場合 この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合(削除) 	 この契約の終了事由 当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。 お客さまから解約の通知があった場合 この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合 お客さまが当社の約款の変更に同意されない場合

2. 「契約締結前交付書面 (D)」の新設」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
①「新規公開株式の契約締結前交付書面」 ②「新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面」 ③「新規上場の不動産投資信託(REIT)の契約締結前交付書面」	(新 設)

3. 目論見書補完書面(MITO 積立投信)つみたて NISA 用の変更

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において MITO 積立投信のつみたて NISA でのお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、NISA 口座の累積投資勘定(つみたて NISA)を開設いただく必要があります。また、保護預り口座、累積投資口座の開設および MITO 積立投信のご契約も必要となります。
- ・原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部を定期買付日(原則、毎月23日。買付不可日の場合は翌営業日とする。)の2営業日前までにお預けいただいた場合に限り、お買付けいたします。なお、新規ご契約、ご契約内容変更、ご契約銘柄の解除の場合には、定期買付日の7営業日前までにお手続きをお願いいたします。
- ・1回の積立金額上限は、33,000円です。なお、年間の非課税限度額を超過した場合 は、お客さまの特定口座開設状況に応じ、特定口座または一般口座にて買付けを行 います。
- 収益分配金につきましては、自動的に再投資いたします。なお、収益分配金の再 投資に関しては、お客さまの特定口座開設状況に応じ、特定口座または一般口座に て再投資を行います。
- ・お取引の成立に際し、取引報告書の交付は行いませんが、取引残高報告書にてご報告いたします。

旧(変更前)

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてMITO積立投信のつみたてNISAでのお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、NISA 口座の累積投資勘定(つみたて NISA)を開設いただく必要があります。また、保護預り口座、累積投資口座の開設および MITO 積立投信のご契約も必要となります。
- ・原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部を定期買付日(原則、毎月23日。買付不可日の場合は翌営業日とする。)の2営業日前までにお預けいただいた場合に限り、お買付けいたします。なお、新規ご契約、ご契約内容変更、ご契約銘柄の解除の場合には、定期買付日の7営業日前までにお手続きをお願いいたします。
- ・非課税買付限度額(月33,000円、年間396,000円)を超過しての買付は出来ません。
- ・収益分配金につきましては、自動的に再投資いたします。なお、収益分配金の再投資に関しては、お客さまの特定口座開設状況に応じ、特定口座または一般口座にて再投資を行います。
- ・お取引の成立に際し、取引報告書の交付は行いませんが、取引残高報告書にてご報告いたします。

以上